

長野市地域公共交通計画の一部変更について

1 変更の概要

市内バス路線 6 路線の廃止等を受けて、新たに運行する公共交通を計画に反映するとともに、フィーダー系統の接続路線について、これまでの「地域間幹線」から「地域間交通ネットワーク」に位置付けを変更するもの

また、これまでの再編による路線名等の変更について、併せて計画に反映するもの

2 変更内容（詳細については、資料 1 - 2、1 - 3 の新旧対象表を参照）

(1) 市内バス路線 6 路線の廃止、大豆島保科温泉線の再編を受けて、新たに運行する公共交通の路線名、事業主体、位置付け等を計画に反映する。

（図表70の変更）

(2) これまでの再編による路線名等の変更について、計画に反映する。

（図表70の変更）

(3) (1) 及び (2) による、地域間幹線・フィーダー補助への影響と対応について、計画に反映する。

（図表71の変更）

【参考】フィーダー系統

バス停留所、鉄道駅において複数の自治体をまたぐ基幹的な公共交通と接続する支線（市バス、乗合タクシー）となる系統のこと

